

2017年度事業報告書
(2017年4月1日～2018年3月31日)

<事業活動>

1、公益事業1（調査・研究事業、セミナー・シンポジウム開催事業）

(1) アジア・太平洋地域法制度調査

当財団は法務省法務総合研究所と共同で1996年度から委託研究としてアジア・太平洋地域法制度調査研究事業を実施している。2015年度より「会社法実務研究会」（テーマは「ガバナンスと役員の責任」）を3ヶ年計画で開始し、最終年の2017年度は対象国4ヶ国の内、残るミャンマーの現地調査を実施（ベトナム、カンボジア及びインドネシアは2016年度に実施済み）、2017年9月に第9回国際民商事法シンポジウムを開催し、各対象国から招いた専門家より各国のコーポレートガバナンスにつき発表がなされ、法曹界のみならず企業や大学等から多数が出席した。

名称：アジア・太平洋会社法実務研究会
主催：法務省法務総合研究所国際協力部、当財団
期間：2015年4月～2018年3月（3ヶ年プロジェクト）
研究対象国・地域：ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア
座長：国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
委員：飯島 奈絵 弁護士法大堂島法律事務所弁護士
石田 眞得 関西学院大学法学部教授
川島 裕理 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授
児玉 実史 北浜法律事務所弁護士
豊島 ひろ江 中本総合法律事務所弁護士
林 秀樹 住友商事株式会社関西法務チーム長
古川 朋雄 大阪府立大学経済学部准教授

2017年度における研究会開催

第8回研究会 2017年6月2日（法務総合研究所（大阪））

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

上記（1）の研究会が最終年度となり、成果発表として各国及び地域から専門家を招へいし、日本側研究会委員を交えてシンポジウムを開催した。

日時：2017年9月12日（火）

場所：法務総合研究所国際協力部「国際会議室」（大阪中之島合同庁舎2階）

主 催 法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター
後 援 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

～プログラム～

●開会挨拶 法務省法務総合研究所長 佐久間 達哉

●会社法実務研究の意義

弁護士法人大江橋法律事務所 代表パートナー・弁護士 国谷 史朗

●研究対象国に対する我が国による法制度整備支援

法務省法務総合研究所国際協力部 副部長 伊藤 浩之

●国別発表

「ベトナムにおけるコーポレート・ガバンスの現状と課題」

ベトナム中央経済管理研究所（C I E M） 次長 ファン・ドゥック・ヒエウ

弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 川島 裕理

大阪府立大学経済学研究科 准教授 古川 朋雄

「カンボジアにおけるコーポレート・ガバンスの現状と課題」

P Y T & Associates法律事務所 弁護士 ポティム・ユン

関西学院大学法学部 教授 石田 眞得

中本総合法律事務所 弁護士 豊島 ひろ江

「ミャンマーにおけるコーポレート・ガバンスの現状と課題～

新会社法案を中心に」

西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー チー・チャン・ニ
ェイン

弁護士法人北浜法律事務所 弁護士 児玉 実史

住友商事株式会社 関西法務チーム長 林 秀樹

「インドネシアにおけるコーポレート・ガバンスの進展」

Assegaf Hamazah & Partners法律事務所 弁護士 エコ・アフマッド・イスマリ・バ
シュニ

堂島法律事務所 弁護士 飯島 奈絵

京都大学大学院法学研究科 教授 北村 雅史

●会場との質疑応答（進行） 弁護士法人北浜法律事務所 弁護士 児玉 実史

●全体パネルディスカッション（進行） 弁護士法人北浜法律事務所 弁護士 児玉
実史

●総括 弁護士法人大江橋法律事務所 代表パートナー・弁護士 国谷 史朗

(3)日韓パートナーシップ共同研究

本研究は、韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ共同研究で、研究員が、主題に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じてお互いの知識の向上を図り、成果を研究主題についての制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としており、1999年から毎年開催しているものである。本研究の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研究員が互いに相手国に渡り、相互に研究を実施することが挙げられる。なお、韓国セッションは、大法院公務員教育院が実施する。当財団は本研修の日本側共催者として会議費他の一部費用を負担、研究員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

第18回日韓パートナーシップ共同研究

メインテーマ ～「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐると制度上及び実務上の諸問題」

韓国セッション： 2017年6月19日～同月29日(韓国)

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研究。帰国後6月29日帰国報告会を実施。

日本セッション： 2017年11月13日～同月23日(東京)

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務省国際法務総合センター等において研究。11月21日に韓国研究員による発表会開催。

(4)日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー(日韓パートナーシップ共同研究・特別企画)

上記1.(2)の日韓パートナーシップ共同研究の日本セッションに合わせて、法務省法務総合研究所が同研究のパートナーである韓国大法院法院公務員教育院のグ・ヨンモ教育院長を招聘し、2017年11月20日に法務省国際法務総合センターにおいて、同院長による「韓日登記官等相互研修の意義及び韓国の不動産登記制度の最近の動向」、日本からは早稲田大学大学院教授の山野目章夫教授による「日本における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方」と題した講演を開催し、当財団も共催した。

(5)日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして1996年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行う方式をとっており、これまで21回が開催されてきた。2017年度は日本での開催を予定していたが、中国側の都合で年度内の開催が出来ず、2018年度に繰延開催予定である。

(6) 2017年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務省法務総合研究所等と共催して下記セミナーを実施した。

開催趣旨：東南アジア地域では近年、ASEAN諸国を中心に、目覚ましい経済発展を遂げ、国際化が進展しており、低廉かつ豊富な労働力などを求めて、現地法人を立ち上げる日本企業が後を絶たず、新興国との経済交流は、ますます活発化するとみられている。一方で、企業の知的財産権などを守る司法環境は、盤石とは言えないのが現状。その東南アジア地域を題材として、現地の文化や習慣とともに、日本が進める法制度の整備に対する支援を知り、現地進出に向け理解を深め、国際的に活躍する場を追究する。

日 時 2017年6月10日（土）13時30分～16時00分
場 所 北國新聞交流ホール（北國新聞赤羽ホール1階）
主催者 石川国際民商事法センター、法務省法務総合研究所国際協力部、
（株）北國新聞社、当財団

～プログラム～

開会挨拶： 石川国際民商事法センター会長 宮村慎一郎
金沢地方・家庭裁判所長 田近年則
金沢地方検察庁検事正 畝本 毅

講演1 「知的財産権を守るー東南アジアの現状ー」
講師：明治大学教授 熊谷健一

講演2 「アジアへ羽ばたく人材とは」
講師：（独法）日本貿易振興機構 大阪本部ビジネス情報提供課
プロジェクトマネジャー 古賀健司

パネルディスカッション「北陸の企業に役立つ法整備支援」

モデレーター：（公財）国際民商事法センター顧問 山下輝年
パネリスト： 三谷産業株式会社代表取締役社長 饗庭達也
（独法）日本貿易振興機構 大阪本部ビジネス情報提供課
プロジェクトマネジャー 古賀健司
明治大学教授 熊谷健一
法務省法務総合研究所国際協力部長 阪井光平

開会挨拶： （公財）国際民商事法センター監事 本江威憲

(7)国際民商事法シンポジウム

本年度は、当財団が共催・後援した以下のシンポジウム・セミナーを開催した。

① 国際知財法シンポジウム

日 時：2017年10月30日（月）

場 所：弁護士会館

概 要：日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決のために、各国の法制度や課題を理解し、共通認識を醸成しアジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることを目的として開催した。

② ウズベキスタン行政法セミナー

日 時：2018年3月22日（木）

場 所：法務省法務総合研究所赤れんが棟

概 要：同国の行政法に造詣の深い法律家アリポフ・ディルショッド氏（ウズベキスタン最高裁判所裁判官評議会副長官兼同評議会附属司法問題研究センター長）他3名を日本に招聘し、今般成立したウズベキスタン行政手続法及び行政訴訟法の基本的内容に加えて、これらの法律制定がウズベキスタンの国民生活に与える影響などを講演頂くとともに、今後の同国における法制度整備支援の課題などについて意見交換を行うセミナーを開催した。

(8)連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2017」

当財団は、法務省法務総合研究所・慶應義塾大学大学院法務研究科・名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、日本法教育研究センター・コンソーシアム、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と共催して、次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を育成するための連携企画を2010年から実施しているが、本年度は「アジアのための国際協力 in 法分野2017」を次のとおり3回にわたって開催した。

この連携企画は、参加者が、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識や研究方法論を習得することになったとともに、次世代の若手研究者・実務家が出会い、ネットワークを形成する場を提供するものとなっている。

A 法整備支援へのいざない

日時：2017年6月17日（土）13:00～17:30

場所：大阪中之島合同庁舎2階国際会議

～プログラム～

第1部 「法整備支援へのいざない」

法務省法務総合研究所国際協力部教官 福岡文恵・前田澄子

第2部 「法制度整備支援に携わって」

桜坂法律事務所・弁護士

林 いづみ

第3部 「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」

- ・モデレーター：伊藤浩之（法務省法務総合研究所国際協力部副部長・検事）
- ・パネリスト
入江淳子（法務省大臣官房付兼秘書課付《国際担当》・検事）
松尾宣宏（法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事）
田島圭貴（北浜法律事務所・弁護士）
地神亮佑（大阪大学大学院法学研究科准教授）
松戸綾乃（独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ 法・司法チーム）
- ・総括コメント：松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

第4部 「法整備支援の現場で働く法律家」

- ・モデレーター：松本 剛（国連アジア極東犯罪防止研修教官・検事）
- ・パネリスト 塚部貴子（ベトナム長期派遣専門家・検事出身）
鎌田咲子（ベトナム長期派遣専門家・裁判官出身）
棚橋玲子（丸の内綜合法律事務所・弁護士，元ラオス長期
派遣専門家）
枝川充志（JICA国際協力専門員・弁護士）
- 閉会挨拶：小畑 郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

B サマースクール「アジアの法と社会2017」

日時：2017年8月21日（月）～22日（火）

場所：名古屋大学アジア法交流館

8月21日（月）

開講式

開会挨拶・趣旨説明 小畑郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／
大学院法学研究科教授）

第1部：変動するアジアの法と社会

司会：國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長／
大学院法学研究科教授）

講義①「行政法の法典化と法整備支援」市橋克哉（名古屋大学大学院
法学研究科教授）

講義②「Development of Investment Law in Myanmar」Daw Than New
（ミャンマー学術アカデミー会員／元ヤンゴン大学法学部長）

講義③「比較法から見たインドネシア法」新地真之（名古屋大学大学院
法学研究科特任講師）

第2部：法律家のキャリアと法整備支援

司会：藤本亮（名古屋大学大学院法学研究科教授）

講義④ 「検事の国際面での仕事と法整備支援」阪井光平
（法務省法務総合研究所国際協力部長・検事）

講義⑤ 「コートジボワール共和国の司法アクセス改善～元 JICA 専門家の活動
報告～」原若葉（弁護士・元コートジボワール JICA 長期専門家）

8月22日（火）

第3部：アジアの中の日本法教育

司会：村上正子（名古屋大学大学院法学研究科教授）

講義⑥「日本法教育研究センター事業と比較法の実践」杉田昌平（名古屋大学
日本法教育研究センター特任講師／弁護士）

第4部：法整備支援対象国の学生との対話・全体討論

司会：松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

- ・日本法教育研究センター学生の発表
- ・グループ討論（6グループに分かれて討論）
- ・全体討論

C 学生シンポジウム

日時：2017年12月2日（土）

場所：慶應義塾大学三田キャンパス

開会挨拶 慶應義塾大学大学院法学研究科教授 松尾 弘

第1部 導入講義 「法整備支援とは何か」

法務省法務総合研究所国際協力部法務教官 岩井 具之

第2部 研究発表

「カンボジアにおける司法アクセス」

千葉県弁護士会外国人の権利委員 弁護士 加々美 光

「ベトナムにおける法解釈権—判例の適用・発展への影響」

名古屋大学大学院法学研究科 ニエップ・ティ・ラン、マイ・ティ・フオン

「アジア諸国における土地収用制度とその課題～日本、中国、香港、カンボジア」

慶應義塾大学松尾研究会 東谷彩香、徳永壮亮、本行萌、端山敬久

「ベトナムにおける土地収用制度」

慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻

チャン・カン・ヴァン、フォック・ダン・リエン・ハイ、グエン・タイン・トゥ

第3部 全体討論

モデレーター 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

総括コメント 名古屋大学法政国際教育協力センター長 小畑 郁

閉会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター事務局長 北野 貴晶

2、公益事業2（法整備支援事業）

2017年度に財団が関与した法整備支援事業の主なものは以下のとおり。

(1)ベトナム

2015年4月から5年間の期間で、2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を支援対象機関とし、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、司法機関（裁判所・検察庁）及び司法補助機関（判決執行機関等）の能力の改善に向けた取組を行う一方で民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を行うもので、2017年度は、最高人民裁判所、首相府他を対象として、次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 第56回ベトナム法整備支援研修（最高人民裁判所）
実施期間 2017年5月22日（月）～6月3日（土）
実施場所 法務省法務総合研究所（東京）他
研修員 ゴ・クオン最高人民裁判所国際協力局長 他10名

- b. 研修名 第57回ベトナム法整備支援研修（首相府）
実施期間 2017年7月17日（日）～7月29日（土）
実施場所 法務省法務総合研究所（東京）他
研修員 グエン・スアン・タイン首相府官房副長官 他10名

- c. 研修名 第58回ベトナム法整備支援研修（司法省）
実施期間 2017年11月21日（火）～12月1日（金）
実施場所 JICA東京国際センター他
研修員 グエン・ヴァン・ソン司法省民事判決執行総局副総局長 他9名

- d. 研修名 ベトナムSPP研修
実施期間 2018年3月11日（日）～3月24日（土）

実施場所 国連アジア極東犯罪防止研修所他

研修員 グェン・クアン・タイン ハノイ高等人民検察院 長官 他9名

(2)カンボジア

2017年4月から5年間の期間で、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトを実施している。これまで各機関にて育成された人材を中心に、民法・民事訴訟法のより適切な運用を目指して、不動産登記法の整備、訴訟書式の整備、民事判決の公開等を柱として活動している。本邦研修は実施しなかったが、支援組織として不動産登記法アドバイザーグループを組成し、第1回会合を開催した。

(3)ラオス

2014年7月より4年間の期間で、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図るため、法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2を実施しており、2017年度は、上記プロジェクトに対応した次の研修・共同研究を実施した。

- a. 研修名 第11回ラオス法整備支援研修
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(経済紛争解決法)
実施期間 2017年8月13日(日)～8月26日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(大阪)他
研修員 ソムサック・タイブンラック
中部高等人民裁判所裁判所長 他18名
- b. 研修名 第12回ラオス法整備支援研修
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(教育・研修改善)
実施期間 2017年12月10日(日)～12月23日(土)
実施場所 JICA横浜他
研修員 ヴィエンヴィライ ティエンチャンサイ
ラオス国立大学法政治学部長 他20名
- c. 研修名 第13回ラオス法整備支援研修
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(民法典草案)
実施期間 2018年3月4日(日)～3月17日(土)
実施場所 JICA横浜他
研修員 ナロンリット・ノーラシン司法省法務審査・調査局長 他20名

また、上記第13回研修に合わせて、ダウオン・ワンウィット元国民議会議員・法務委員会委員長他2名を招聘し、関係者に参加者を限定した以下ミニシンポジウムが開催された。

日時：2018年3月8日（木）

場所：JICA本部 113 会議室（東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル）

プログラム概要

開会挨拶 独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部部長
中村 俊之

挨拶 国会法務委員会アドバイザー/元ラオス国民議会議員・法務委員会委員長
ダウオン・ワンウィチット

第一部 講演・発表

「ラオス新民法典」

元ラオス司法省副大臣／民法典・刑法典起草委員会委員長

ケート・ケティサック

「ラオスの立法手続」

ラオス国民議会議員/法務委員会副委員長

ブンポン・フアンマニー

第二部 パネルディスカッション

モデレーター

法務省法務総合研究所国際協力副部長

伊藤 浩之

パネリスト

国会法務委員会アドバイザー/元ラオス国民議会議員・法務委員会委員長

ダウイン・ワンウィチット

元ラオス司法省副大臣／民法典・刑法典起草委員会委員長

ケート・ケティサック

ラオス国民議会議員/法務委員会副委員長

ブンポン・フアンマニー

JICA長期派遣専門家

入江 克典

閉会挨拶 法務省法務総合研究所所長

佐久間 達哉

支援組織として、ラオス民法アドバイザーグループ（JICA-NET）の会合を5回開催した。

(4)ネパール

2013年9月から4年半の期間で、裁判所の事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた、裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上を目的とした「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が実施されており、2017年度は、本プロジェクトに係るアドバイザーグループを1回開催した。

(5)ミャンマー

法務長官府の法案審査及び法的助言能力の向上及び最高裁判所の法情報の調査及

び法案作成能力の向上を含む、両機関の立法実務能力の向上、人材育成強化を支援するためのプロジェクトが、2013年11月にスタートした。2017年度は、次の研修・共同研究を実施した。

- a. 研修名 第10回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修
実施期間 2017年6月18日(日)～7月1日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研修員 ソー モー連邦議会(上院)議員 他15名

- b. 研修名 第11回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修
実施期間 2017年10月29日(日)～11月11日(土)
実施場所 JICA東京国際センター他
研修員 ミョー アウン連邦議会(上院)議員 他15名

- c. 研修名 第12回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修
実施期間 2018年3月4日(日)～3月17日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研修員 チョー ミン ウー連邦議会(上院)議員 他15名

上記プロジェクトへの協力のために、法務省法務総合研究所は、日本企業のミャンマーへの進出の阻害要因のひとつとなっている複雑な不動産制度の改善の契機となることを期待し、不動産制度に係る建設省他から職員を招聘して共同研究を開催した。

名 称 平成29年度ミャンマー不動産共同研究
実施期間 2017年8月20日(日)～8月26日(土)
実施場所 法務省法務総合研究所(東京)他
研究員 テイ アウン建設省都市住宅開発局部長 他13名

この共同研究の期間中に、法制度整備支援活動の広報の一環として、東京大学大学院法学政治学研究科平野温郎教授の講義「外資誘致政策と不動産法制～中国における改革をモデルに～」を一般に開放して見学会が実施され、財団の会員も参加した。

(6)インドネシア

我が国はインドネシア政府に対して、2015年12月から、JICAがインドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を実施機関とし、知的財産保護制度の強化及び知的財産法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的とした新規プロジェクトを開始し、次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 インドネシア法整備支援第5回本邦研修
 実施期間 2017年7月24日(月)～8月5日(土)
 実施場所 法務省法務総合研究所(東京)
 研修員 プリヤント法務人権省 法規総局 事務局長 他13名
- b. 研修名 インドネシア法整備支援第6回本邦研修
 実施期間 2017年11月23日(木)～12月2日(土)
 実施場所 JICA東京国際センター他
 研修員 ウィドド エカチャヒアナ法務人権省 法規総局長 他13名
- c. 研修名 インドネシア法整備支援第7回本邦研修
 実施期間 2018年2月12日(月)～2月24日(土)
 実施場所 国際法務総合センター他
 研修員 アグス スプロト高等裁判所判事/司法研修所 教育研修部長
 他13名

また「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に係る裁判所支援アドバイザリーグループの会合を1回開催した。

(7) バングラデシュ

我が国は1990年代から東南アジア諸国を中心に法制度整備支援を続けていますが、2013年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」の中では、支援重点対象国にバングラデシュが加えられました。それらを受けて、法務省は同国の司法制度等の調査、関係者を交えての勉強会等、また2016年10月にはアニスル・ホック法律・司法・国会担当大臣を招聘して共同研究を実施するなどにより、支援開始に向け準備してきました。そして2017年度から3年間にわたりJICAの国別研修を実施することになり、本邦研修を開始した。

研修名 第1回バングラデシュ本邦研修
 実施期間 2017年12月3日(日)～12月16日(土)
 実施場所 国際法務総合センター他
 研修員 クルスム・ウメイ法務・司法・議会担当省法務・司法局長

(8) 東ティモール

2009年より東ティモール司法省法律諮問立法局を対象として、JICAによる法制度整備支援を実施し、その後、法務省法務総合研究所が支援を継続してきた。今般、同国司法省より土地関連法に係る支援要請があり以下共同研究を実施した。

名 称 平成29年度東ティモール共同法制研究
 実施期間 2018年1月27日(土)～2月7日(水)
 実施場所 国際法務総合センター他
 研究員 ネリンホ・ヴィタル司法省法律諮問立法局長 他7名

(9)ウズベキスタン

法務省法務総合研究所はウズベキスタンに対して、同国の市場経済化への取組みなどを後押しするために、2005年から2007年まで実施された独立行政法人国際協力機構（JICA）の「倒産法注釈書プロジェクト」に協力したほか、2008年から2013年まで、ウズベキスタン他3か国を対象とする中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施した。また、同国における企業活動の発展を阻害している一要因として、多数の法令の不整合や各種許認可手続の不透明性が指摘されたことから、各省庁の手続を透明かつ適正にすべく、JICAプロジェクトによって、日本の研究者を中心に、一般的な行政手続法の制定及び不服審査手続を規定する行政訴訟法の起草支援が行われた。かかるプロジェクトも、2012年に終了したものの、2017年11月、行政手続法及び行政訴訟法の法案がウズベキスタン上院において可決されて成立し、2018年末頃までに施行される予定となり、この機会に、「法制度整備支援における基本方針（改訂版）」において重点国に指定されているウズベキスタンとの間で、行政手続法及び行政訴訟法を含む同国の法体系や最新の法制度等を紹介してもらうとともに、我が国による法制度整備支援の効果について議論する機会を設ける機会として、以下の共同研究を実施した。

- 名 称 平成29年度ウズベキスタン行政法共同研究
実施期間 2018年3月18日（日）～3月24日（土）
実施場所 名古屋大学、法務省法務総合研究所（東京）他
内容 (1) 名古屋大学及び国際協力部との共同研究（セミナー）
(2) 法務省訟務局、国際協力部及びJICA等との意見交換

(10)法整備支援連絡会

2000年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催しており、2017年度は次のとおり開催した。（当財団後援）

- 日 時：2018年1月19日（金）
会 場：（東京）法務省国際法務総合センター
（大阪）大阪中之島合同庁舎 国際会議室（TV会議システム）
主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）
テーマ：日本の法制度整備支援の発信力
出席者：法整備支援に関与している関係機関、関係者

<管理報告>

1、理事会・評議員会

2017年5月18日

・第57回理事会

開催場所 住友商事(株) 東京本社38階 383E会議室

決議事項

- (1) 平成28年度(平成28年4月1日~平成29年3月31日)事業報告、
計算書類およびそれらの附属明細書、財産目録承認の件
- (2) 任期満了による評議員選任の件
- (3) 理事死亡による後任者選任の件
- (4) 理事選任の件
- (5) 監事辞任による後任者選任の件
- (6) 定時評議員会招集の件

報告事項

代表理事及び業務執行理事の職務執行報告

出席等 理事総数6名、出席6名

監事総数2名、出席2名

提案書に対し、出席理事6名全員により全件が承認決議された。

2017年6月15日

・第40回評議員会

開催場所 学士会館 302号室

決議事項

- (1) 平成28年度計算書類等承認の件
- (2) 任期満了に伴う評議員選任の件
- (3) 理事死亡による後任者選任の件
- (4) 理事選任の件
- (5) 監事辞任による後任者選任の件

出席等 評議員総数8名、出席6名

監事総数2名、出席1名

提案書に対し、出席評議員6名全員により全件が承認決議された。

2017年6月15日

・第58回理事会

開催場所 学士会館 302号室

決議事項

- (1) 代表理事選定の件
- (2) 顧問に推薦することを決定する件

- (3) 参与に推薦することを決定する件
- (4) 学術参与に推薦することを決定する件
- (5) 6月末日までに内閣府に提出する平成28年度事業報告等に係る書類の提出及び記載内容に等について理事長に一任する件

出席等 理事総数8名、出席7名
監事総数2名、出席2名

提案書に対し、出席理事7名全員により全件が承認決議された。

2017年7月21日

・第59回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 当財団の理事の職務権限規程を制定する件
- (2) 当財団の印章取扱規程及び事務処理規程を改訂する件
- (3) 理事の職務権限規程第8条に基づき、小杉理事を副理事長に選定する件

出席等 提案書に対し、理事8名の全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から書面により異議がないことの意味表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

2017年9月25日

・第60回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

契約社員就業規則を改訂する件

出席等 提案書に対し、理事8名の全員の書面による同意の意思表示及び監査役2名全員から書面により異議がないことの意味表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

2018年3月19日

・第61回理事会

開催場所 住友商事（株）東京本社38階 383E会議室

決議事項

- (1) 2018年度事業計画の件
- (2) 契約社員就業規則 改定の件
- (3) 再雇用規程 制定の件
- (4) 旅費規則 改定の件

報告事項 代表理事、業務執行理事の職務執行報告

出席等 理事総数8名、出席7名
監事総数2名、出席1名

提案書に対し、出席理事7名全員により全件が承認決議された。

2、表彰

当財団は、アジア諸国の法的基盤の整備を支援するとともに、各国関係者の交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深め、我が国と諸外国との友好親善関係の増進に多大な貢献をしたとして「平成29年度外務大臣表彰」を授賞した。

3、機関誌「ICCLC」発行

第49号 2017年10月発行
平成28年度事業報告、平成29年度事業計画

4、ICCLCニュースレター発行

第45号 2017年7月発行
シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」
第46号 2017年8月発行
アジアのための国際協力 in 法分野 2017 法整備支援へのいざない
第47号 2017年8月発行
アジアのための国際協力 in 法分野 2016 2016/12/3シンポジウム
第48号 2017年9月発行
2017年度金沢セミナー
第49号 2018年3月発行
第9回国際民商事法シンポジウム

5、パンフレット作成・ホームページの内容修正

2017年6月、当財団パンフレットの改訂版を作成した。ホームページでは、公表資料や発信情報を適宜更新している。

なお、附属明細書に記載すべき事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上